

2. 貸付事業

(1) 共済組合の貸付け

公立学校共済組合が取り扱う貸付けは、地方公務員等共済組合法第112条及び公立学校共済組合定款第27条に基づき、**組合員の臨時の支出に対して行うものである。**

貸付の詳細については次のとおりである。

ア 貸付の種類

・一般（特別） ・教育 ・災害 ・医療 ・結婚 ・葬祭 ・高額医療（無利息） ・出産（無利息） ・住宅 ・住宅災害 ・介護構造
--

※ 特別貸付けは、再任用組合員を対象とした貸付である。

(ア) 一般（特別）、教育、災害、医療、結婚、葬祭、高額医療（無利息）、出産（無利息）

貸付けの限度額等については、P186の一覧表のとおり

(イ) 住宅、住宅災害、介護構造貸付けの限度額等についてはP187からのとおり

イ 貸付金利率

貸付金利率は、変動制で、最新の利率及び賦金率表については、『おかやま教職員福利厚生ネット』（<http://www.okayamafukurinet.jp>）を参照。

平成19年4月1日以降に借り受けた貸付金については、利率に0.06%（貸付保険料の一部借受人負担分）を加算する。

ウ 貸付けの制限

次のいずれかに該当する者に対しては、貸付けを行わない

- (ア) 申込日の末日において引き続き組合員期間が6月末満の者（他共済・他支部からの転入者は除く）
- (イ) 支部長が償還の確実性がないと認めた者
- (ウ) 同一種別の貸付金をさらに新規で申込み者
- (エ) 未成年者である組合員（婚姻している場合を除く）で、法定代理人から金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができない者
- (オ) 一般貸付けの借替えについて、既貸付金交付日の属する月の初日から起算して2年を経過していない者
- (カ) 共済組合貸付金の毎月償還額の合計が給料月額 $\frac{10}{100}$ の3、ボーナス償還額の合計額が給料月額 $\frac{10}{100}$ の6を超えることとなる者
- (キ) 一般、教育、災害、医療、結婚、葬祭貸付けのいずれかの貸付けを受ける場合で、それぞれの未償還元金の合計が貸付時において700万円を超えることとなる者

〈例〉

次の未償還残高がある組合員が、一般貸付けの借替えで、50万円を申し込んだ場合

	借替え前		借替え後
一般：	100,000円	→	500,000円
教育：	5,400,000円		
葬祭：	1,150,000円		
残高合計：	<u>6,650,000円</u>	→	7,050,000円

合計額が700万円を超えるため、一般貸付けで50万円の借替えはできない。

- (ク) 貸付事業における個人情報の取扱いについて同意ができない者
- (ケ) 借受中の貸付金（共済組合を含む全ての金融機関等）及び新規に希望する貸付金（共済組合を含む全ての金融機関等）の償還年額の合計が給料月額 $\frac{4.8}{100}$ を超えることとなる者
- (コ) 借入状況等申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を借受人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意できない者

エ 貸付申込時の提出書類

(ア) 一般（特別）、教育、災害、医療、結婚、葬祭貸付けの提出書類

- ・ 貸付申込書（申込金額は10万円単位とする）
- ・ 借用証書
- ・ 貸付事業における個人情報の取扱いに関する同意書
- ・ 借入状況等申告書
- ・ 貸付限度額、添付書類等（P 186の一覧表参照）

(イ) 住宅、住宅災害、介護構造貸付けの提出書類（申込の受付は工事等完成予定年月の6ヵ月前から）

- ・ 貸付申込書（申込金額は10万円単位とする）
- ・ 借用証書
- ・ 貸付事業における個人情報の取扱いに関する同意書
- ・ 借入状況等申告書
- ・ 貸付限度額の算出、添付書類等（P 187以降を参照）

(ウ) 高額医療、出産貸付けの提出書類

- ・ 貸付申込書（申込金額は千円単位とする）
- ・ 借用証書
- ・ 貸付限度額、添付書類等（P 186の一覧表参照）

共済組合の貸付申込書は支部へ請求

貸付申込書等に記入する給料月額

○給料月額＝カット後の給料＋教職調整額＋給料の調整額

（県費組合員の場合は給与明細の給料＋教職調整額）

オ 一回当たりの償還額の算出の方法

(ア) 毎月償還

1 回当たりの償還額は、最新の貸付賦金率表『おかやま教職員福利厚生ネット』(<http://www.okayamafukurinet.jp>) から毎月償還の償還回数と申込金額に応じて算出する。

ただし、貸付種別ごとの1回当たりの毎月償還額の合計額（新規申込分含む）は、給料月額 \times 10分の3以内とする。

○ 1 回当たりの償還額（円未満四捨五入）＝ 貸付金額 \times 償還回数に応じた賦金率

〈例1〉 償還回数から求める場合（年2.52%の場合）

- ・ 申 込 金 額 一般貸付け150万円（ボーナス償還なし）
- ・ 希望償還回数 80回 償還回数80回に応じた賦金率

↓

1 回当たりの償還額 $1,500,000円 \times 0.0135924758 = 20,388.71 \rightarrow \underline{20,389円}$

〈例2〉 希望する償還額から償還回数を求める場合（年2.52%の場合）

・ 申 込 金 額 一般貸付け150万円		賦金率
・ 希望する償還額 約25,000円		63回 0.0169627982
賦金率を算出		64回 0.0167148888
$25,000円 \div 1,500,000円 = 0.0166666666$ となる		65回 0.0164746186

よってこの値に最も近い賦金率は、償還回数64回となる。

1 回当たりの償還額 $1,500,000円 \times 0.0167148888 = 25,072.33 \rightarrow \underline{25,072円}$

(イ) ボーナス償還

1 回当たりの償還額は、最新の貸付賦金率表『おokayama教職員福利厚生ネット』(<http://www.okayamafukurinet.jp>)からボーナス償還の償還回数及び貸付月と申込金額に応じて算出する。

ただし、貸付種別ごとの 1 回当たりのボーナス償還額の合計額（新規申込分含む）は、給料月額額の10分の6以内とする。

(1) ボーナス償還部分の申込金額等

- ・ 貸付申込額が100万円以上の場合に限り毎月償還と併せて6月・12月のボーナスから償還することができる。
- ・ ボーナス償還に充てることのできる申込金額は、貸付申込金額の2分の1以内で50万円を単位とする。

〈例〉 貸付申込金額500万円でボーナスを併用する場合は次の5通り。

毎月償還	450万円	400万円	350万円	300万円	250万円
ボーナス償還	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円

(2) 償還回数

償還回数は、毎月償還回数の6分の1以内（端数切捨）とする。

〈例〉

毎月償還回数	360回	250回	120回
ボーナス償還回数	60回以内	41回以内	20回以内

○ 1 回当たりの償還額（円未満四捨五入）＝貸付金額×償還回数・貸付月に応じた賦金率

〈例〉 償還回数から求める場合（年2.52%の場合）

- ・ 申込金額 住宅貸付け 500万円
- ・ 貸付金交付月 7月
- ・ 毎月償還 300万円（希望償還回数 200回）
- ・ ボーナス償還 200万円（希望償還回数 33回）

償還回数33回で貸付月7月に応じた賦金率

ボーナス償還の

↓

1 回当たりの償還額 $2,000,000円 \times 0.0371489715 = 74,297.94 \rightarrow \underline{74,298円}$

償還回数200回に応じた賦金率

なお、毎月償還の

↓

1 回当たりの償還額 $3,000,000円 \times 0.0061284566 = 18,385.36 \rightarrow \underline{18,385円}$

カ 申込締切日等

(ア) 締切日

貸付申込書(すべての必要書類が完備されたもの)の締切日は、**毎月25日必着**とする。
ただし、**2月と4月は20日必着**、**12月は15日必着**とする。

なお、教育貸付け(入学による)、災害貸付け、高額医療貸付け及び出産貸付けについて、締切日の属する月の末日に貸付金の交付を希望する者は**毎月15日必着**とする。

また、締切日が県庁の閉庁日にあたる場合は、その前日とする。

(イ) 貸付決定通知書及び償還表の交付

締切日までの申込分の内容審査を行い、適正なものについては、翌月10日頃に申込人に「貸付決定通知書」及び「償還表」等を送付する。

なお、住宅、住宅災害、介護構造貸付けについては、「完了報告書」もあわせて送付する。

キ 貸付金の交付日

原則として締切日の属する月の翌月の末日(日曜日等休日の場合及び金融機関休業日の場合はその前日)に組合員届出の給付・貸付金等振込申出口座に貸付金を交付する。(12月は28日)

ただし、教育貸付け(入学による)、災害貸付け、高額医療貸付け及び出産貸付けは、申込人の申出により締切日の属する月の末日(日曜日等休日の場合及び金融機関休業日の場合はその前日)に貸付金を交付することも可能である。

ク 貸付金の償還(定期償還)

貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月の給料・ボーナスから元利均等額で償還する。

ケ 利息計算

(ア) 毎月償還に係る利息の計算（円未満切捨）

貸付金交付月の翌月の初日から起算し、1ヵ月（月利）を単位として計算し、毎月償還額の中から利息を徴する。

ただし、平成2年4月27日以前に借り受けた貸付金は、交付した日から起算する。

$$\bigcirc \text{ 毎月の利息（円未満切捨）} = \text{毎月償還部分の未償還元金} \times \text{月利}$$

(イ) ボーナス償還に係る利息計算（円未満切捨）

貸付金交付月の翌月の初日から6ヵ月を単位として利息を計算し、6月又は12月のボーナス償還額の中から利息を徴する。（6ヵ月に満たない場合は、1ヵ月を単位とする）

$$\bigcirc \text{ ボーナスの利息（円未満切捨）} = \text{ボーナス償還部分の未償還元金} \times \text{月利} \\ \times \text{経過月数}$$

コ 借替貸付け（既に貸付けを受けている者への同一種別の貸付け）

既に貸付けを受けている者が、更に同一種別の貸付資金を必要とする場合、当該貸付けの未償還元金を「新たな貸付金」の額から差し引いて貸付けを行うことができる。

ただし、一般貸付けの借替えの場合は、借替日（貸付金交付日）において、既貸付金交付日の属する月の初日から起算して2年を経過していなければならない。

〈例〉3月25日締切（4月貸付）で借替えを申込み場合の申込額

・借替え時の未償還元利金 500,013円（4月末時点の未償還元金＋ボーナス償還分の経過利息）

・必要とする資金 1,200,000円

貸付申込額は、500,013円＋1,200,000円＝1,700,013円→1,700,000円
（未償還元利金）（必要資金）（10万円未満切捨）

送金額は、1,199,987円となる。

サ 貸付保険制度（借受人全員加入）

貸付金は、貸付保険制度を適用するため、「連帯保証人」等は不要である。

貸付保険制度とは、借受人が自己破産等により未償還元利金を返済することが困難になったとき、共済組合が貸付保険事故として保険会社から保険金（未償還元利金相当額）を受け取り、債権を保険会社に譲渡する制度である。

保険料は、平成19年3月31日以前の貸付けについては、共済組合が全額負担。平成19年4月1日以降の貸付けについては、借受人が月末残高に対して月0.005%を負担し、残りを共済組合が負担する。

シ 団信制度について（任意加入）

団信制度は、団体信用生命保険とその特約的位置付けの債務返済支援保険とで構成されている。

貸付金残高（未償還元金）50万円以上の教育貸付け・住宅貸付け・住宅災害貸付け・介護構造貸付けの借受人のみ任意で加入することができる。

（ア）団体信用生命保険

借受人が償還期間中に万一死亡又は高度障害になった場合、団信制度に加入している貸付金の未償還元利金を、借受人に代わって保険会社が共済組合に返済することにより債務が消滅する制度である。加入する場合は、貸付申込時に団体信用生命保険制度適用申込書の提出が必要。

保険料は、掛捨て（生命保険料控除の対象とならない）で、引き去りは、貸付月の翌々月22日に年1回、組合員申出口座から行う。（引き去り事務に関することは、保険会社が行う。）

（イ）債務返済支援保険（団体信用生命保険の適用者のみ加入することができる）

借受人が病気やケガで長期の入院・自宅療養となった場合、最長3年間、償還金相当額を借受人に支払う制度である。

保険料は一般の生命保険料控除の対象となる。加入の手続き、引き去りについては団体信用生命保険と同様。

（ウ）保険料の引落とし名義は「NK S コウリツダン」となる。

(エ) 中途適用制度（毎年10月）

次のいずれかに該当する場合、中途で加入することができる。

- ・10月末時点の貸付金残高が50万円以上の教育貸付け・住宅貸付け・住宅災害貸付け・介護構造貸付けの借受人で、団体信用生命保険に加入していない者。
- ・保険料の振替不能等で自動的に脱退になった者。
- ・任意で脱退した者。

※自動脱退、任意脱退者の再加入は2回が限度となる。

ス 転出入者等の貸付金の手続き

P202を参照

セ 定期償還（毎月償還・ボーナス償還）以外の償還方法

種 類	内 容
一 部 繰 上 償 還	未償還元金の一部を繰り上げて償還する
全 額 繰 上 償 還	未償還元金の全額を繰り上げて償還する
即 時 償 還	未償還元金を退職等により即時に償還する

(ア) 一部繰上償還

現在借受中の高額医療、出産貸付け以外すべての貸付金について、その貸付金の一部を繰上げて償還することができる。

(1) 一部繰上償還額

- ・毎月のみで償還している貸付金は10万円以上1円単位。
- ・ボーナス償還を併用している貸付金は20万円以上1円単位（ボーナス償還が既に終了している場合は、10万円以上1円単位）。ただし、一部繰上償還額の2分の1以上をボーナス償還部分に充てる。

〈例〉毎月15万円 ボーナス5万円の一部繰上償還は ×

毎月10万円 ボーナス10万円の一部繰上償還は ○

(2) 一部繰上後の償還回数

- ・繰上前の未償還回数の範囲内で借受人が希望する償還回数

(3) 一部繰上後の償還額の算出（円未満四捨五入）

- ・（一繰実施月の末日の未償還元金 － 繰上償還額）×償還回数に応じた賦金率

※ボーナス償還の賦金率は貸付月1月・7月欄を参照

(4) 実施月

- ・ 1月と7月の年2回のみ。

(5) 申出期間

- ・ 1月実施 12月1日～12月15日(締切日が県庁の閉庁日にあたる場合は、その前日)
- ・ 7月実施 6月1日～6月20日(締切日が県庁の閉庁日にあたる場合は、その前日)

(6) 提出書類

- ・ 「一部繰上償還申出書」(様式集P79)を支部に提出

(7) 納入方法等

- ・ 支部が実施月に送付する「納付書」により、期限日までに中国銀行本支店に組合員本人が払込む。なお、期限日までに払込みがない場合、一部繰上償還は不成立となる。
- ・ 期限日までに払込まれたものについては、実施月の翌月に新たな償還表を送付する。

(8) 留意事項

- ・ ボーナス償還については1ヵ月分の経過利息が発生し、一部繰上償還額と合わせて払込むことになる。
- ・ 育児休業等により償還猶予の申出をした者で、償還猶予金に残額がある場合は、一部繰上償還額にその残額を加えて償還しなければならない。
- ・ 一部繰上償還後の1回当たりの償還額は、その他の共済組合貸付金の1回当たりの償還額と合計をして、毎月償還の場合は給料月額 $\frac{10}{100}$ の3以内、ボーナス償還の場合は給料月額 $\frac{10}{100}$ の6以内となるようにすること。
- ・ 一部繰上償還後のボーナス償還回数は、毎月償還回数の $\frac{6}{100}$ 以内(端数切捨)とすること。
- ・ ボーナス償還部分のみ一部繰上償還をすることも可能。その場合の一部繰上償還額は20万円以上となる。ただし、一部繰上償還後の償還回数、償還金額の変更はボーナス償還部分のみとなる。
なお、ボーナス償還を併用している場合、(既にボーナス償還が完了している場合を除く)、毎月償還部分のみの一部繰上償還はできない。
- ・ 「住宅借入金等特別控除制度」の適用を受けている場合、一部繰上償還後の償還期間と既に償還している期間の合計が10年(120回)未満になると、制度の適用を受けることができなくなるため注意が必要。

〈例〉 平成13年4月に借受けた住宅貸付の未償還元金の一部を7月に繰り上げて償還する場合。

・7月末時点の未償還元金残等の内訳

区 分	貸付金額	償還回数	未償還元金残	未償還回数	繰上後の希望する償還回数
毎月償還	500万円	360回	4,100,000円	272回	250回
ボーナス償還	500万円	60回	4,050,000円	45回	40回

・一部繰上償還額 100万円（毎月40万円・ボーナス60万円）

・年利 2.46%，月利 0.205%の場合

償還回数250回に応じた賦金率

毎月償還の1回当たりの償還額は

↓

$$(4,100,000円 - 400,000円) \times 0.0051161813 = 18,929.87 \rightarrow \underline{18,930円}$$

償還回数40回，貸付月1・7月に応じた賦金率

ボーナス償還の1回当たりの償還額は

↓

$$(4,050,000円 - 600,000円) \times 0.0317382709 = 109,497.03 \rightarrow \underline{109,497円}$$

払込額については，ボーナス償還部分の経過利息が加算されるため，

ボーナス償還部分の経過利息（1ヵ月分）

$$4,050,000円 \times 0.00205 = 8,302円（円未満切捨）$$

よって払込額は1,008,302円となる。

（イ）全額繰上償還

現在借受中の高額医療，出産貸付以外すべての貸付金について，その貸付金の全額を繰り上げて償還することができる。

- (1) 全額繰上償還を希望する場合は，返済希望月の10日（締切日が県庁の閉庁日にあたる時は，その前日）までに「全額繰上償還申出書」（様式集P78）を支部に提出し，支部が送付する「納付書」により，返済希望月の20日までに中国銀行本支店で払込むものとする。
- (2) 育児休業等により償還猶予の申出をした者で，償還猶予金に残額がある場合は，その残額を加えて償還しなければならない。

(ウ) 即時償還

(1) 借受人が次の事由に該当したときは、未償還元金の全額を即時に償還しなければならない。

- ① 組合員の資格を喪失したとき（退職）
- ② 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
- ③ 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの不動産の工事等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき
- ④ その他貸付規程に違反したとき

(2) 償還金の払込み

上記(1)①の場合

- ・退職手当等が支給される場合は、当該退職手当等から源泉控除する。
- ・退職手当等が支給されない場合又は支給を受けてもなお未償還元利金の残額がある場合には、支部が送付する納付書により中国銀行本支店で払込むものとする。

上記(1)②③④の場合

- ・支部が送付する納付書により中国銀行本支店で払込むものとする。

ソ 育児休業等による償還猶予

・借受人が、次の事由のいずれかに該当し、償還の猶予を希望するときは、「償還猶予申出書」（様式集P81）を猶予希望月の前月の25日までに支部に提出する。ただし4月、12月は20日とする。（締切日が県庁の閉庁日にあたるときは、その前日）

なお、償還猶予期間終了後は毎月償還及びボーナス償還と併せて、猶予された償還回数により均等額で償還（倍返し）するようになる。（猶予分のみの繰上償還も可能）

償還猶予事由	償還猶予期間	対象貸付種別
①住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき	申出のあった日の属する月の翌月から12ヵ月の範囲内で借受人が希望する期間	住宅貸付け 住宅災害貸付け 介護構造貸付け
②育児休業の承認を受けたとき	育児休業期間の範囲内で借受人が希望する期間	高額医療・出産貸付け 以外の全貸付け
③介護休業の承認を受けたとき	介護休業が引き続き1ヵ月以上の期間（時間取得を除く）である場合、期間の範囲内で借受人が希望する期間	高額医療・出産貸付け 以外の全貸付け
④疾病による無給休職となったとき	疾病による無給休職期間の範囲内（傷病手当金又は傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く）で借受人が希望する期間	高額医療・出産貸付け 以外の全貸付け

貸付種別・貸付限度額・償還回数・必要書類等一覧表

貸付種別(申込事由)	貸付事由	貸付限度額	償還回数	必 要 書 類	備 考
一般貸付け (特別貸付け)	組合員が臨時に資金を必要とする場合 (特別貸付けは再任用組合員への貸付け)	200万円	120回以内 (特別貸付けについては 残任期間内)	実際の貸付額(送金額)が100万円以上の場合、必要額が確認できる次のいずれかの書類 ①契約書の写 ②請書の写 ③請求書の写 ④☆領収書の写(支払後概ね1カ月以内) ⑤見積書の写とあわせて注文を証明できる書類の写(見積書のみは不可)	・借替えは、既貸付月の初日から2年経過後より貸付可 ・必要額が申込み限度額となる。(10万円未満切捨) ・「生活費」、「ローン・クレジットの返済」不可 ・契約書等の名義人は組合員又は被扶養者であること
教育貸付け	組合員、被扶養者または被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が学校教育法第1条に規定する高等学校、大学、高等専門学校、第124条に規定する専修学校又は第134条に規定する各種学校に入学又は修学するため資金を必要とする場合	550万円	250回以内	事実が確認できる次のいずれかの書類;①入学年の4月申込分までは、合格通知書の写又は合格(入学)証明書 ②既に在学中の場合は在学証明書(3カ月以内のもの) 必要額が確認できる次の書類 (1)教育機関に支払う費用 ・入学金・授業料の場合・・・申込日以降概ね1年以内の必要額及び納期限が確認できる次のいずれかの書類 ①納付書の写 ②納付通知書の写 ③入学案内等の写またはホームページの写で必要額及び納期限が確認できるもの ※既に支払済の場合は☆領収書の写(支払後概ね1カ月以内)も必要 ・その他の諸経費・・・申込日以降概ね1年以内の必要額が確認できる次のいずれかの書類 ①納付書の写 ②契約書の写 ③請書の写 ④請求書の写 ⑤☆領収書の写(支払後概ね1カ月以内) ⑥見積書の写とあわせて注文を証明できる書類の写(見積書のみは不可) ⑦納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類 (2)上記以外の費用 ○制服や教材の購入費(主に学校が購入を義務付けていることが確認できる書類必要) ○通学のため転居した場合における、アパートの敷金、礼金、家具の購入費等 ○全寮制の学校における入寮費や月払いでない寮費 ○その他、入学又は修学に必要な費用 の場合・・・必要額が確認できる次のいずれかの書類 ①契約書の写 ②請書の写 ③請求書の写 ④☆領収書の写(支払後概ね1カ月以内) ⑤見積書の写とあわせて注文を証明できる書類の写(見積書のみは不可)	・外国の教育機関の場合は貸付班に問い合わせ必要 ・団体信用生命保険に加入することができる ・申込日以降概ね1年以内の必要額が申込み限度額となる。(10万円未満切捨) ・申込事由が入学の場合のみ「当月送金希望」と申込書に記入があれば申込月の末日に貸付け可能。ただし、 申込締切日は15日必着 となる。 ・「生活費(住送り)」、「アパートの家賃・共益費」、「クレジットで購入した(する)もの」不可 ・通学のため転居した場合の家具の購入費等とは 家具・・・タンス・机(テーブル)・椅子・食器棚・ベッド 家電・・・冷蔵庫・洗濯機・炊飯器・エアコン・電子レンジ・掃除機・シーリング(ペンダント)ライト等インテリア用でない照明・テレビ・コンロ のことである。その他は不可。生活雑貨も不可。 ・学校教育法に定める教育機関であっても修業年限が1年未満の場合は不可
災害貸付け	組合員又はその被扶養者が水災、火災、その他の非常災害(交通事故・盗難等)を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	所轄官公署が発行する災害証明書	・罹災後3ヶ月以内に申し込むこと ・「当月送金希望」と申込書に記入があれば申込月の末日に貸付け可能。ただし、 申込締切日は15日必着 となる。
医療貸付け	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母(配偶者の父母を含む)が医療を受けるため資金を必要とする場合	120万円	110回以内	事実が確認できる書類; ①医師の診断書の原本 必要額が確認できる書類; ①必要諸経費の明細書	・必要額が申込み限度額となる。(10万円未満切捨) ・兄弟は不可。ただし、被扶養者であれば可
結婚貸付け	組合員又はその子が結婚(内縁関係を含む)するための資金を必要とする場合	200万円	120回以内	事実が確認できる次のいずれかの書類; ①結婚式場の挙式申込受理書の写または仲人の証明書等 ②戸籍謄本(婚姻後の申込みの場合) ③内縁関係が確認できる書類(内縁関係の場合) 必要額が確認できる次のいずれかの書類; ①契約書の写 ②請書の写 ③請求書の写 ④☆領収書の写(支払後概ね1カ月以内) ⑤見積書の写とあわせて注文を証明できる書類の写(見積書のみは不可)	・結婚6ヶ月前から結婚後6ヶ月以内 ・組合員が支払う額が申込み限度額となる。(10万円未満切捨) ・「婚礼家具」可 ・契約書等の名義人は組合員、組合員の子又は両家連名のものであること(相手側のみは不可)
葬祭貸付け	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、弟妹若しくは父母(配偶者の父母を含む)の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	事実が確認できる書類; ①葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類 ②葬儀又は法要等を行うことが確認できる書類若しくは墓地の取得等の事実及び購入日が確認できる書類 必要額が確認できる次のいずれかの書類; ①契約書の写 ②請書の写 ③請求書の写 ④☆領収書の写(支払後概ね1カ月以内)	・平成8年7月1日以後の死亡を事由とする場合が対象 ・必要額が申込み限度額となる。(10万円未満切捨) ・「仏壇・仏具」不可 ・「お布施」は領収書等を徴することができれば可 ・兄弟は不可。ただし、被扶養者であれば可。
高額医療貸付け	組合員又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払いのため資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費支給時に一括して控除	保険医療機関等が発行する請求書または領収書の写 (高額医療費として支給済みのもの、貸付金交付時に高額医療費として支給されるものは除く)	・申込金額は千円単位 ・「当月送金希望」と申込書に記入があれば申込月の末日に貸付け可能。ただし、 申込締切日は15日必着 となる。
出産貸付け	出産予定日前2か月(多胎妊娠は4か月)以内	出産予定日当日に 出産費等の給付事由が生じたものと 見なした場合における 出産費等の金額	出産費等の支給時に一括して控除	①母子健康手帳の写(表紙部分) ② 直接支払制度非適用に係る誓約書 ③出産予定日まで2か月(多胎妊娠の場合は4か月)以内であることを証明する書類	・申込金額は千円単位 ・「当月送金希望」と申込書に記入があれば申込月の末日に貸付け可能。ただし、 申込締切日は15日必着 となる。
	上記以外			①母子健康手帳の写(表紙部分) ②妊娠4か月以上であることを証明する書類 ③医療機関等からの一時的な支払に要する費用の内訳のある請求書または領収書の写。ただし、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の適用を受けていないことが確認できるものに限る。	

☆ 一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭の各貸付けの申込金額は10万円を単位とする。また、残高の総額は700万円を限度とする。

☆ 「生活費」、「家賃」等経常的な費用、「ローン・クレジットの返済」のための貸付はできません。(ローン、クレジットで購入した(する)ものは、1回払い、使用目的が確認できる場合でも不可)

☆ 一般・教育・結婚・医療・葬祭貸付けについて、支払後でも領収書の写の添付があれば貸付可。ただし、領収書の写は、領収日から申込日まで概ね1カ月以内のものであること。(レシートの場合は、氏名の印字があり個人が特定できる場合のみ貸付可)

☆ 高額医療貸付、出産貸付以外の貸付申込には「貸付事業における個人情報に関する同意書」及び「借入状況等申告書」が必要。

※住宅貸付け等（住宅・住宅災害・介護構造）

ア 貸付種別，貸付限度額一覧表

貸付種別	貸付限度額	貸付事由																																																																																																						
住宅貸付け	1,800万円	<p>組合員が自己の用に供するための住宅の新築，増築，改築，移築，修理，購入，若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入，借入れ若しくは補修をするため資金を必要とする場合</p> <p>◇〈限度額の算出〉◇ 次の2つの方法のどちらか高い額とする。</p> <p>① 給料月額に基づき算出する方法</p> <p>給料月額 × 月数（組合員期間に対応する月数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数(倍率)</th> <th>〈例〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年未満</td> <td>10</td> <td rowspan="5">9年5ヵ月の場合は， 9年となる。</td> </tr> <tr> <td>3年以上5年未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>5年以上10年未満</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1） 申込日の属する月の末日まで引き続き組合員であるものとみなして計算した期間</p> <p>（注2） 地方公共団体又は国の共済組合から引き続き組合員となったときは，「組合員期間証明書」（様式集P72）を提出することにより組合員期間を通算できる。</p> <p>② 仮定退職手当額に基づき算出する方法</p> <p>仮定退職手当額 = 給料月額 × 勤務年数に対応する支給率</p> <p>仮定退職手当算出基礎表（県費組合員用） 平成20年3月現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勤務年数</th> <th>率</th> <th>勤務年数</th> <th>率</th> <th>勤務年数</th> <th>率</th> <th>勤務年数</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>0.6</td><td>11</td><td>8.88</td><td>21</td><td>25.5</td><td>31</td><td>42.7</td></tr> <tr><td>2</td><td>1.2</td><td>12</td><td>9.76</td><td>22</td><td>27.5</td><td>32</td><td>43.9</td></tr> <tr><td>3</td><td>1.8</td><td>13</td><td>10.64</td><td>23</td><td>29.5</td><td>33</td><td>45.1</td></tr> <tr><td>4</td><td>2.4</td><td>14</td><td>11.52</td><td>24</td><td>31.5</td><td>34</td><td>46.3</td></tr> <tr><td>5</td><td>3.0</td><td>15</td><td>12.4</td><td>25</td><td>33.5</td><td>35</td><td>47.5</td></tr> <tr><td>6</td><td>3.6</td><td>16</td><td>15.39</td><td>26</td><td>35.1</td><td>36</td><td>48.7</td></tr> <tr><td>7</td><td>4.2</td><td>17</td><td>16.83</td><td>27</td><td>36.7</td><td>37</td><td>49.9</td></tr> <tr><td>8</td><td>4.8</td><td>18</td><td>18.27</td><td>28</td><td>38.3</td><td>38</td><td>51.1</td></tr> <tr><td>9</td><td>5.4</td><td>19</td><td>19.71</td><td>29</td><td>39.9</td><td>39</td><td>52.3</td></tr> <tr><td>10</td><td>6.0</td><td>20</td><td>23.5</td><td>30</td><td>41.5</td><td>40</td><td>53.5</td></tr> </tbody> </table> <p>なお，市町村費組合員については，当該市町村の退職手当に関する条例等による退職手当の額とする。</p>	組合員期間	月数(倍率)	〈例〉	3年未満	10	9年5ヵ月の場合は， 9年となる。	3年以上5年未満	15	5年以上10年未満	25	10年以上20年未満	35	20年以上	45	勤務年数	率	勤務年数	率	勤務年数	率	勤務年数	率	1	0.6	11	8.88	21	25.5	31	42.7	2	1.2	12	9.76	22	27.5	32	43.9	3	1.8	13	10.64	23	29.5	33	45.1	4	2.4	14	11.52	24	31.5	34	46.3	5	3.0	15	12.4	25	33.5	35	47.5	6	3.6	16	15.39	26	35.1	36	48.7	7	4.2	17	16.83	27	36.7	37	49.9	8	4.8	18	18.27	28	38.3	38	51.1	9	5.4	19	19.71	29	39.9	39	52.3	10	6.0	20	23.5	30	41.5	40	53.5
組合員期間	月数(倍率)	〈例〉																																																																																																						
3年未満	10	9年5ヵ月の場合は， 9年となる。																																																																																																						
3年以上5年未満	15																																																																																																							
5年以上10年未満	25																																																																																																							
10年以上20年未満	35																																																																																																							
20年以上	45																																																																																																							
勤務年数	率	勤務年数	率	勤務年数	率	勤務年数	率																																																																																																	
1	0.6	11	8.88	21	25.5	31	42.7																																																																																																	
2	1.2	12	9.76	22	27.5	32	43.9																																																																																																	
3	1.8	13	10.64	23	29.5	33	45.1																																																																																																	
4	2.4	14	11.52	24	31.5	34	46.3																																																																																																	
5	3.0	15	12.4	25	33.5	35	47.5																																																																																																	
6	3.6	16	15.39	26	35.1	36	48.7																																																																																																	
7	4.2	17	16.83	27	36.7	37	49.9																																																																																																	
8	4.8	18	18.27	28	38.3	38	51.1																																																																																																	
9	5.4	19	19.71	29	39.9	39	52.3																																																																																																	
10	6.0	20	23.5	30	41.5	40	53.5																																																																																																	

貸付種別	貸付限度額	貸付事由
住宅災害貸付け	1,900万円	組合員が自己の用に供している住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅の新築等のため資金を必要とする場合、住宅貸付けにより算出した額の2倍に相当する額を貸付ける。(り災害後1年以内。ただし、激甚災害を理由とする場合は3年以内)
介護構造部分に係る貸付け	300万円	要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするために資金を必要とする場合、住宅貸付けの限度額の規程にかかわらず、300万円を限度として加算した額を貸付ける。

イ 添付書類一覧表

	申込事由	添付書類
土地付住宅 (マンション等中高層共同住宅を含む)	新築購入 (建築中のものを含む)	① 売買契約書(収入印紙が貼付されたもの)の写 ② 敷地の登記事項証明書(発行後3ヵ月以内の原本) ③ 地積測量図(求積表) ④ 建築確認済証(表紙から第五面まで)の写、又は建築工事届書の写 ⑤ 住宅の平面図(間取りの確認ができるもの)
	中古購入	① 売買契約書(収入印紙が貼付されたもの)の写 ② 敷地の登記事項証明書(発行後3ヵ月以内の原本) ③ 地積測量図(求積表) ④ 建物の登記事項証明書(発行後3ヵ月以内の原本) ⑤ 住宅の平面図(間取りの確認ができるもの)
住宅	新築	新たに住宅を建てること
		① 工事請負契約書(収入印紙が貼付されたもの)の写 ② 敷地の登記事項証明書(発行後3ヵ月以内の原本) ③ 建築確認済証(表紙から第五面まで)の写、又は建築工事届書の写 ④ 住宅の平面図(間取りの確認ができるもの)
	増築	既存の住宅に更に建て加えること
	改築	既存の住宅の全部又は一部を除去して、前の規模、構造、用途と著しく異ならないものを引き続きその場所に建てるもの
	移築	既存の住宅を壊し、その材料で他の場所に建てること
		① 工事請負契約書(収入印紙が貼付されたもの)の写 ② 敷地の登記事項証明書(発行後3ヵ月以内の原本) ③ 建物の登記事項証明書(発行後3ヵ月以内の原本) ④ 建築確認済証(表紙から第五面まで)の写、又は建築工事届書の写 ⑤ 住宅の平面図(間取りの確認ができるもの)
	購入	他人名義の建物を購入すること
		① 売買契約書(収入印紙が貼付されたもの)の写 ② 敷地の登記事項証明書(発行後3ヵ月以内の原本) ③ 建物の登記事項証明書(発行後3ヵ月以内の原本。ただし、新築中のもので未登記の場合は建築確認済証表紙から第五面までの写又は建築工事届書の写) ④ 住宅の平面図(間取りの確認ができるもの)

ン ョ シ ン	申 込 事 由	添 付 書 類
住 宅	修 理	既存の住宅に増改築に至らない程度の改変を加えること。（大規模の修繕，模様替えは修理に含める）
		① 工事請負契約書（収入印紙が貼付されたもの）の写 ② 建物の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本） ③ 修理箇所の前後が確認できる図面又は写真
	借 入 れ	賃貸契約等を結ぶこと。 権利金等一時的支払いを必要とするものに限る。継続的な費用は含まない。
		① 賃貸借契約書（収入印紙が貼付されたもの）の写 ② 建物の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本） ③ 住宅の平面図（間取りの確認ができるもの）
	在宅介護対応住宅 （介護構造部分）	① 住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類 ② 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書 ③ 介護構造部分の内容（箇所）及びその必要額が確認できる書類
敷 地	購 入	他人名義の敷地を購入すること。（貸付後5年以内に組合員が居住する住宅の建築（「住宅建築報告書」の提出）が必要）
		① 売買契約書（収入印紙が貼付されたもの）の写 ② 敷地の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本） ③ 地積測量図（求積表） ④ 住宅新築工事に係る誓約書（様式集P75）
	借 入 れ	賃貸契約等を結ぶこと。 敷金等一時的な支払いを必要とするものに限る。継続的な費用は含まない。
		① 賃貸借契約書（収入印紙が貼付されたもの）の写 ② 住宅新築工事に係る誓約書（様式集P75）
	補 修	水震その他の非常災害により土地が損害を受けた場合のほか，受けるおそれがある場合を含む。（単なる整地や造園等の場合は含まない。） ① 工事請負契約書（収入印紙が貼付されたもの）の写 ② 敷地の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本） ③ 市町村，警察署，消防署等の所轄官公署が発行する「り災証明書」。り災を受けるおそれがある場合は，申込人の「理由書」。 ④ 補修箇所の図面又は写真

〈留意事項〉

- ・ 夫婦又は親子で同一物件の貸付けを同時に申込み場合は，一方の添付書類（契約書の写し等）を省略できる
- ・ 10㎡以下の増改築の場合は建築確認済証は不要
- ・ 貸付日が支払期日より遅れること等支部の事情により，金融機関等からの「つなぎ融資」を受けて売買代金を完納している場合を除いて，貸付日より前に売買代金を完納することとなる場合は貸付不可（所有権の保存後又は移転登記後の貸付についても同様）
- ・ 投資，賃貸，ローンの返済，抵当権抹消等を目的とする場合は貸付不可
- ・ 倉庫（農業用不可），車庫，塀だけを新設又は改造する場合は，住宅の一部を修理するとみなすために貸付可
- ・ 車庫等の目的で隣接地を購入する場合は，住宅の敷地の一部を購入するとみなすため貸付可
- ・ 店舗等で住宅の用途以外の部分については，住宅貸付けの対象とならない
- ・ 住宅災害貸付け及び貸付規程第8条第3項（住宅貸付の特例）による住宅貸付けの申込人は，上記に掲げる書類のほか，市町村，警察署等の所轄官公署が発行する「り災証明書」が必要
- ・ 契約金額が150万円以下の場合には請書でも可

ウ 添付書類一覧表のほか実情に応じて添付する書類

- (ア) 敷地の登記事項証明書の地目が農地（田・畑）の場合，農地転用許可書の写又は農地転用受理証明書の写
- (イ) 建築確認済証（建築工事届）の敷地面積と敷地の登記事項証明書の面積が著しく異なる場合は理由書（配置図，地積測量図等）
- (ウ) 敷地・建物の登記事項証明書の所有者が死亡している場合は，戸籍謄本（除籍謄本を含む死亡していることが確認できる公的な書類），固定資産税評価証明書及び納税証明書
- (エ) 建物等が未登記の場合は固定資産税評価証明書及び納税証明書
- (オ) 敷地の購入等で登記事項証明書の所有者と売主が異なる場合は，当事者間の売買契約書の写等
- (カ) 組合員と同居しない親族が所有者になっている土地に新築，改築及び移築をする場合は，土地使用承諾書（様式集 P 74）
- (キ) 組合員と同居しない親族が所有者になっている建物を増築，改築及び修理する場合は，建築同意書（様式集 P 73）
- (ク) その他
重要事項説明書の写，土地所在図，建物の配置図等支部長が必要と認めた書類

貸付けに関する諸様式（貸付申込書，借用証書，貸付事業における個人情報の取扱いに関する同意書，借入状況等申告書を除く）については，福利事務の手引様式集を複写するか，『おかやま教職員福利厚生ネット』からダウンロードして使用すること。

エ 住宅貸付金借受後の手続き

(ア) 完了報告書の提出

(1) 住宅貸付け（住宅災害貸付け・介護構造部分に係る貸付けを含む）の借受人は、貸付対象物件の工事等が完了したとき、直ちに「完了報告書」と次に掲げる必要書類を添付して提出しなければならない。

なお、工事等の完了が貸付申込書に記載した完了予定年月日より3ヵ月以上遅延する場合は、「工事等遅延届書」を事前に提出しなければならない。

(2) 正当な理由なく完了報告書の提出を怠った借受人は、未償還元利金を即時に償還しなければならない。

貸付申込事由	必要書類
・住宅の新築・増築・改築又は移築の場合	次のいずれかの書類 ①所有権保存登記後の建物の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本） ②工事引渡書の写
・住宅（土地付住宅を含む）の購入の場合	所有権移転登記後の敷地及び建物の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本）
・敷地のみを購入した場合	所有権移転登記後の敷地の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本） 住宅建築後、直ちに「住宅建築報告書」及び所有権保存登記後の建物の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本）を提出。
・住宅の10㎡以内の増改築又は修理若しくは敷地の補修の場合	領収書の写
・住宅又は敷地の借入れの場合	
・他の共済組合への返済の場合	

(イ) 敷地購入者の住宅建築義務

敷地の購入又は借入れをするために住宅貸付金を借受けた場合は、貸付けを受けた日から5年以内に住宅を建築することが義務づけられている。

建築後は直ちに「住宅建築報告書」と所有権保存登記後の建物の登記事項証明書（発行後3ヵ月以内の原本）を提出すること。

なお、住宅を建築することが特別の事情により困難である時は、借受人の申出に基づき更に5年間、期限を猶予することができる。

(ウ) 住宅貸付金借受後の行為制限

借受人は、当該貸付金の償還が完了する以前に、その貸付けに係る不動産について次の各号に掲げる行為をしてはならない。（違反が発覚した時は即時償還）

- (1) 不動産の全部又は一部を他に貸付けること
- (2) 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること
- (3) 不動産の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること

オ 住宅貸付けと住宅災害貸付けとの関係

(ア) 住宅貸付けの借受人が住宅災害貸付けを借受ける場合は、既住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなして住宅貸付けの未償還元金を「新たな住宅災害貸付金」の額から差し引いて貸付けを行う。（住宅貸付金の債務は消滅）

(イ) 住宅災害貸付けの借受人が住宅貸付けを借受ける場合は、別の貸付けとして住宅貸付けの貸付限度額から住宅災害貸付けの未償還元金を差し引いた額とする。